

岩手県立療育センター指定管理者派遣職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第20号

岩手県立療育センター指定管理者派遣職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立療育センター指定管理者派遣職員の給料の調整額に関する規則（平成19年岩手県規則第65号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料の調整額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額（その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額（<u>一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第6条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等（次項において「育児短時間勤務職員等」という。）にあっては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額</u>）とする。ただし、その額が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額とする。</p> <p>3 育児短時間勤務職員等について、前項の規定による給料の調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料の調整額とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p>	<p>(給料の調整額)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第2に掲げる調整基本額（その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る別表第1の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、その額が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額とする。</p> <p>3 <u>一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第6条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等（次項において「育児短時間勤務職員等」という。）に対する前項の規定の適用については、同項本文中「給料月額」とあるのは「その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額」と、「得た額」とあるのは「得た額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。</u></p> <p>4 <u>育児短時間勤務職員等について、前項の規定により読み替えて適用される第2項の規定による給料の調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料の調整額とする。</u></p> <p>附 則</p> <p>1～4 [略]</p>

(給与条例附則第39項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額)

5 一般職の職員の給与に関する条例附則第39項の規定の適用を受ける職員に対する第2条第2項及び第3項の規定の適用については、当分の間、同条第2項中「調整基本額」とあるのは「調整基本額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」と、同条第3項中「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号）第9条の規定に基づき採用された職員に対するこの規則による改正後の岩手県立療育センター指定管理者派遣職員の給料の調整額に関する規則第2条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同条第2項中「別表第2」とあるのは、「岩手県立療育センター指定管理者派遣職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（令和5年岩手県規則第20号）附則別表」とする。

附則別表 調整基本額表（附則第2項関係）

#### 1 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1級	5,700円
2級	6,500円
3級	7,700円
4級	8,300円
5級	8,800円
6級	9,500円
7級	10,800円
8級	11,800円
9級	13,400円
10級	15,800円

#### 2 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1級	5,700円
2級	6,500円
3級	7,400円
4級	7,800円

5 級	8,500円
6 級	9,800円
7 級	11,000円

3 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1 級	7,100円
2 級	7,700円
3 級	8,000円
4 級	8,300円
5 級	8,800円
6 級	9,900円